

平成24年白浜町議会第4回臨時会 会議録(第1号)

1. 開 会 平成24年11月9日 白浜町議会第4回臨時会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成24年11月9日10時01分

1. 閉 議 平成24年11月9日11時04分

1. 閉 会 平成24年11月9日11時04分

1. 議員定数 16名 欠員2名

1. 応招及び不応招議員の氏名

応招議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	水 上	久美子	2番	楠 本	隆 典
3番	丸 本	安 高	4番	南	勝 弥
5番	笠 原	恵利子	6番	正 木	秀 男
7番	岡 谷	裕 計	8番	廣 畑	敏 雄
			10番	玉 置	一
11番	湯 川	秀 樹	12番	三 倉	健 嗣
15番	辻	成 紀	16番	正 木	司 良

不応招議員 1名

13番 長 野 莊 一

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	水 上	久美子	2番	楠 本	隆 典
3番	丸 本	安 高	4番	南	勝 弥
5番	笠 原	恵利子	6番	正 木	秀 男
7番	岡 谷	裕 計	8番	廣 畑	敏 雄
			10番	玉 置	一
11番	湯 川	秀 樹	12番	三 倉	健 嗣
15番	辻	成 紀	16番	正 木	司 良

欠席議員 1名

13番 長野 莊一

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 林 一 勝 事務主事 高 梨 鉄 也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	小 幡	一 彰
教 育 長	清 原	武	会 計 管 理 者	田 井	郁 也
富田事務所長	辻	政 信	日置川事務所長	前 田	信 生
総 務 課 長	坂 本	規 生	税 務 課 長	大 谷	博 美
民 生 課 長	鈴 木	泰 明	生 活 環 境 課 長	中 戸	和 彦
観 光 課 長	正 木	雅 就	建 設 課 長	笠 中	康 弘
上下水道課長	山 本	高 生	地 籍 調 査 課 長	堀 本	栄 一
農林水産課長	鈴 木	泰	消 防 長	山 本	正 弘
教育委員会					
教 育 次 長	青 山	茂 樹	総 務 課 課 長	小松原	昭 太
総務課副課長	榎 本	崇 広	生 活 環 境 課 副 課 長	和 田	敏 昌

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第95号 専決処分の承認について
- 日程第4 議案第96号 物品購入契約の締結について
- 日程第5 議案第97号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第6 発委第10号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務観光常任委員会・建設農林常任委員会・文教厚生常任委員会）
- 追加日程第7 発委第11号 閉会中の継続審査申出書（総務観光常任委員会・決算審査特別委員会）

1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第7

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、白浜町議会平成24年第4回臨時会を開会いたします。

日程に入る前に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は、13名であります。13番 長野議員から欠席の届出があります。

本臨時会の会議予定につきましては、去る11月1日の議会運営委員会でご協議いただきました。その結果をご報告し、ご了承いただきたいと思います。

会期につきましては、本日1日を予定しております。

本日の議事日程は、お手元に配付しています。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求をお手元に配付しております。

生活環境課 和田副課長の出席を許可しています。

会議規則第121条の規定による議員派遣結果報告書をお手元に配付しております。

本臨時会までに提出のあった要望書・陳情書は一覧表のとおりであります。取り扱いについて、議会運営委員会でご協議いただきました結果、配付にとどめるということになりましたので、お手元に配付しています。

本日閉会后、全員協議会の開催を予定しております。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

本日は撮影を許可しています。

これより、本日の会議を開きます。

（1）日程第1 会議録署名議員指名について

議長は会議規則第119条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を次のとおり指名した。

8 番 廣 畑 敏 雄 10 番 玉 置 一

（2）日程第2 会期の決定について

○議長

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

-
- (3) 日程第3 議案第95号 専決処分の承認について
日程第4 議案第96号 物品購入契約の締結について
日程第5 議案第97号 工事請負契約の締結について

○議 長

日程第3 議案第95号から日程第5 議案第97号までの3件を一括議題といたします。
町長から、挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

本日、平成24年白浜町議会第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

議員の皆様には、町政発展のために日夜ご尽力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

上程いたしました議案の提案理由の説明に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。

まず冒頭に、秋の叙勲におきまして、十九淵地区在住の岡本重之様が永年にわたり白浜町商工会長を務められ商工業の振興にご尽力されましたご功績により、栄えある旭日単光章の荣誉に浴されました。また、塩野地区在住の小山洋治様が消防団員として町民の生命と財産を守るため永年にわたり消防防災活動にご尽力されましたご功績により、瑞宝単光章の荣誉に浴されました。町民を代表しまして、心からお祝いを申し上げます。今後とも、白浜町勢伸展のため、より一層のご活躍をご祈念いたしますと共に、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

11月に入り、朝夕寒さを感じる季節になり、紀南の温暖な当町におきましても、木々の葉も色づいてまいりました。スポーツや、文化の活動が盛んに行われ、11日には、恒例となりました、南紀日置川リバーサイドマラソンが第22回目を迎え、町内外から多くのランナーの参加をいただき実施されます。清流日置川をはじめ、緑豊かな山々、色づき始めた紅葉、澄み渡る秋空、多くの自然を体感いただきながら健やかに完走されることを望むものです。また、読書や、絵画、手芸などを興じるに心地良い日差しを感じる季節でもあり、町内では、文化祭や展示会、ふれあいまつりが開催され、公民館各分館におきましても様々な行事が行われてございます。個人やサークル活動で制作された作品の展示会や、発表会なども行われてございますので、多くの皆様に参加いただきたいと思います。

さて、今般、清掃センターごみ焼却場の延命化工事につきまして、議決をいただき請負契約を締結し、工事に着手してまいりたいと存じます。喫緊の更新を必要としているコンピューターシステムをはじめとする基幹設備の改良を進め、安心安全な施設の運営に努めてまいり所存でございます。高速道路や国体関連事業、学校施設の新築や耐震化事業など大型事業を進めており、多くの課題がございますが、職員と一丸となって取組んで参る所存でございますので、議員各位のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

提案理由をご説明申し上げる前に、先般、臨時職員が逮捕されたこと、また、崎の湯において公金の一部が不明となっていることに対しまして、議員各位をはじめ町民の皆様には深く

お詫び申し上げます。公金の不明につきましては、現在も調査中ではありますが、管理体制やチェック機能が十分でなかったことから、再びこのような不祥事が起きないように対策を講じるとともに、引き続き原因の解明に努めてまいります。

それでは、提案理由につきましてご説明を申し上げます。

本臨時会において、ご審議をお願いいたします案件は、専決処分の承認に関する事項1件、契約の締結に関する事項2件であり、必要な議案を提出したところです。

議案第95号 専決処分の承認につきましては、白浜町公衆便所条例の一部改正について専決処分したので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第96号 物品購入契約の締結につきましては、消防車両の更新について、白浜第4分団に配備している消防ポンプ車の購入契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第97号 工事請負契約の締結につきましては、白浜町清掃センター基幹的設備改良工事について請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当からご説明いたしますので、ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 観光課長 正木君（登壇）

○番 外（観光課長）

議案第95号 専決処分の承認について、議案書（P.1～5）に基づき、説明した。

○議 長

番外 消防長 山本君（登壇）

○番 外（消防長）

議案第96号 物品購入契約の締結について、議案書（P.6～8）に基づき、説明した。

○議 長

番外 生活環境課長 中戸君（登壇）

○番 外（生活環境課長）

議案第97号 工事請負契約の締結について、議案書（P.9～11）に基づき、説明した。

○議 長

補足説明が終わりました。

これより審議に入ります。

日程第3 議案第95号 専決処分の承認について、質疑を行います。

1番 水上君

○1 番

この公衆トイレですが、交差点改良事業ということで、これはいつごろまでの事業。期間はどのくらいなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

平成24年度工事でございますので、25年3月末を予定として工事にかかっております。

○議 長

1 番 水上君

○1 番

この公衆トイレなんですが、地元の方に聞きますと、先日あの地区では祭りもありましたし、お正月の観光のお客様の利用もあろうかと思うんですが、時期的にぎりぎりまで置いてもらえなかったのかなという話だったんです。仮設でも設置していただけるお考えはないでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

新しい公衆トイレができるまでの間、担当課としましては、仮設トイレで対応するよう検討したいと考えております。

○議 長

1 番 水上君

○1 番

位置的にはどうなのでしょう。どこらへんに。私は地元の方に聞かれましたけれども、今日は伺えると思ってました。どこらへんをお考えでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

仮設トイレの位置につきましては、現在農林水産課とともに協議をしているところでございまして、早急に設置をしたいんですけども、基本的には元交番の近くで、あまり付近に影響の少ない場所ということで検討しているところでございますが、現在のところどこへ置くという場所については決まっております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第95号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第95号は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第96号 物品購入契約の締結について、質疑を行います。

6 番 正木秀男君

○6 番

反対するものではないんですけども、本来こういうのは計画的にするのであれば、当初予算であげるのが筋と思うんです。臨時議会にするとか、補正でするとか、今までいろんな形式は私も含めて自戒せんなん部分もあるんですけども、やはり消防とかこういう生命、財産を守るという、今ゴミの説明といっしょで、耐久年数あると思うんです。市鹿野含めて各分団。そこにおいてここの地域の分団の車というのはもう相当きてるなど。それだったら次年度計画的に私は当初予算であげるべきと、こういう思いしているんですけども、それ1点。

それと5社による指名競争入札。どれくらいの定価というか予定価格と、これに1, 200万あまりの部分と、差金がどれくらいあったのか。そこらどうですか。

○議 長

番外 消防長 山本君

○番 外（消防長）

正木議員から当初予算で予算計上すべきであるとのこと質問でありました。今年度については、骨格予算という形でありまして、肉付け予算の部類に入るために6月の第2回定例会で予算計上をしたところであります。

次に、更新的な消防車の買い替えをできないかのご質問であります。消防団車両については、29台現在保有しております。しかしながら、金額的に今回のポンプ車にしても、1, 220万円という高額な金額でありますので、消防本部としては継続的、年次の計画を立てておるんですが、なかなか財政的な面と、ポンプ車の使用状態をみての更新としております。更新の期間については、ポンプ車については18年から20年をめどに車両更新していくというように、消防計画の中でも示しております。それでなかなか予算づけができないところもあって、先送りの格好になっております。この車両についても25年を経過した車両でありますので、更新時期からだいたい7年過ぎてはじめて替えるということでありまして。しかしながら、順次更新はしていきたいと考えております。

それで、予定価格ですが、予算は1, 350万としていまして、今回1, 222万5千円ということで、落札率が91%ということになっております。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

今5年から10年ほど余分に長く大事に使っているとの消防長の説明ですけども、やはり我々の生命、財産を守っていただく職員、団員さんも含めて大変ありがたい。こういう機器等については借金しても買えよというのが私の気持ちなんですけれども。ですから、そういう部分をきちんと、オーバーフローするんじゃなくて、きちんと年次計画で、分団で十幾つあるんですか。そこらも含めてきちんとローテーション組んだ中で、財政と調整せんなんと思うんですけども、これからも在任中はそういう頭で指揮をとっていただければなど。

あと、91%。1, 350万の予定価格、1, 222万5千円。若干私から言えば、グレーかなど。通常の入札と違う部分あると思うんですよ、特別仕様で。このトヨタさんが落札されているんですけども、一応、こちらプロフェッショナルで、組織として、こういうものとかこういうものを搭載してくれと言うて、規格を提示しているのか。それか、各社トヨタ、日産のいろんなメーカーあると思うんですけども、そのメーカー側の提案、こういうポンプ車あります。ハイブリッドにしましたとか、いろんな部分があって、精査するのか。こちら

から提案するのか、そこらの方式は。

○議 長

番外 消防長 山本君

○番 外（消防長）

今ご質問いただいたポンプ車の使用になってくるかと思えます。ポンプ車の使用については消防本部で独自に消防活動に適した装備あるいは取り扱い方が機能的なもののポンプ車になるように仕様書をつくって、それを業者に提示して、仕様どおりの車両に作っていただきたいということで、説明して入札になっております。それで、消防ポンプ車については、そういったことで年次の計画が5年、6年遅れてきているわけですが、消防ポンプ車の点検とかそういったものについては、月1回の定例訓練で各分団がポンプを回して機能点検をしっかりとっておりますので、現在所有しているポンプ車については不都合がないような状態で、点検整備をしっかりとっておるので、出動に際してはすぐに影響がでるという車両は現在ではありません。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

最後にしつこいようですけども、私が言いたいのは、こちらから提案してこういう仕様でやってくれという方法と、規格があって、これ白浜町さんどうですかというのが、最初の質問だったので、今消防長から、こちらから提案したと。それを各社にプレゼンして、入札にはかると。そういう状態であれば十幾つ分団あるんでしょう。各分団みな仕様書が違うんですか。それか交換性あって、だいたいパッケージとしてどこへいっても規格であるんやでという仕様なんですか。分団によって違うんやと、団員が日ごろ訓練するからできるやろうけども、変わったりしてというのはないんですか。だいたいのパターンで交換性の中で。そこらどうですか。

○議 長

番外 消防長 山本君

○番 外（消防長）

ポンプ車の形態ですけれども、消防団車両については消防ポンプ車と可搬ポンプを積載する形があります。それでポンプ自動車については同じ規格、仕様書で購入しております。可搬ポンプの積載については、ちょっと形が変わってきます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第96号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第97号 工事請負契約の締結について、質疑を行います。

16番 正木司良君

○16 番

請負金額9億4,500万円。一般論から申し上げますと、小さな自治体にとりましては、大きな事業であります。通常、当然競争入札の中で、業者を指名するシステムが通常であると思います。しかし、先ほど当局のご説明によりますと、今回の随意契約は当初の設計、施工されたという実績のプロセス。また現在は特殊な、そして高度な技術の集合体であると、きわめて優秀な企業であるというご説明でございました。しかし、わが国におきましては、同じプラントにおきまして、それに匹敵する優秀な企業もあるんじゃないかと。それは単純な私の気持ちですけれども、そうした仮に競争入札をしますと、先ほどの消防車では90%。だいたい90%くらいで落札できれば、何千万円かの貴重な財源が浮かされるわけです。そうしたことも含めても、やはり随契をしなければならなかったのか。これまでのプロセスと優秀性を重視して、随契をしなければならなかったのか、それが1点。

それから、この9億5,000万円の積算基準ですけれども、これは当局がここにはこれだけのお金が必要、ここにはこれだけのお金が必要なんだということで、合計9億4,500万円という数字を出されたのか。あるいは企業側が専門的な知識の中で算出して、9億4,500万円かかりますよということを当局に提示をされたのか。それを当局が受け入れたのか、そのあたりについて教えていただきたいと思います。

○議 長

番外 生活環境課長 中戸君

○番 外（生活環境課長）

どうして随意契約なのかとのご質問がございました。先ほども申し上げましたけれども、今回の工事は国の循環型社会形成推進交付金対象事業として実施するもので、交付条件としては、温室ガス、CO₂の3%以上を削減する必要があるとあり、施設の基幹的設備の改良後、3%以上を削減しようとしたところでございます。これらを達成しながら、設備機能の回復、ゴミ搬入及びゴミ焼却施設の運転計画への配慮並びに焼却施設の稼働停止期間を可能な限り短縮するためには、プラント設備の細部にわたって熟知し、かつ各設備間の影響等についても十分理解した上で設備の改修を行う必要があります。また、改修する設備の大部分が既設の設備等と密接不可分な関係にあります。建設したメーカー及びその系列以外の者に施工させた場合、既設の設備等の運用と性能について、責任体制が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがあります。従って、当清掃センターを設計、施工した荏原製作所の焼却施設のメンテナンスや改造工事部門を受け持っている系列会社の荏原環境プラント株式会社を選定しました。また、同様の工事を実施しているほかの自治体や基幹的設備の改良工事を行う予定の自治体を調査した結果、白浜町と同様に施設を継続的に安全かつ適切に運転、維持が行える施設の性能等の確保などを理由として、現在のところすべての自治体において、当初の施設の建設工事を施工した業者、または関連会社と工事請負契約を締結、また予定しているところでございます。

それから、積算基準についてご質問いただきました。9億4,500万円が妥当なのかというご質問です。性能発注方式を基本としますゴミ焼却施設の基幹的設備改良工事の場合、これまで多くの市町村において、複数の事業者、プラントメーカーから見積もりをもととして積算されてきました。しかし、より適正な設計価格の積算のためには最終的に契約する事業者から得た見積もりのみを頼りにして積算するのではなく、他市町村において、これまでの類似工事等より客観的なデータを用いて積算することが適切であります。このため、白浜町では、多数の焼却プラントを有する大都市を中心とする社団法人全国都市清掃会議において作成されている廃棄物処理施設点検設備補修工事積算要領やこれまで契約の類似工事の工事費等をもとにした積算手法により、公益法人であります日本環境衛生センターに見積もり設計書の審査を依頼したところでございます。それをもとに白浜町清掃センター基幹的設備改良工事の査定額を定めました。業者の見積額は消費税込みで1億9,385万円でした。日環センターに審査を依頼して適正な価格をはじきだしていただいたということです。

よろしく申し上げます。

○議 長

16番 正木司良君

○16番

全国の自治体ではそれぞれが優秀な企業にその施設を設計、施工、建設をしていただいております。白浜町の場合は当該の企業だったので、全国の取り組みのように荏原に随契をしたと。

それから、見積額等、日本環境衛生センターとの差、見積額が1億1千万あって、結局町当局は9億5,000万円を工事をお願いしたと。では1億5,000万円の経費がそこで浮いたという受け取りでよろしいんですか。

○議 長

番外 生活環境課長 中戸君

○番外（生活環境課長）

適正な価格を算定して、業者の言いなりの値段でなしに、適正な価格で見積もりをとったということでご理解いただきたいと思います。

○議 長

11番 湯川君

○11番

まず、最初課長が補足説明をしてくれたことは大変重要なことだったので、一度聞いただけでは全部なかなか理解できなかったんですけども、そういう大事なことは活字で参考に書いていただいたら、先にしっかり読めるのではないかと思います次第でございます。

今、正木司良議員がいろいろご質問していただきました。それでやっとどうしてこの金額に決まったかということがわかった次第でございます。というところで、契約書の参考資料の1、2ページあたりの工事の内容、時期と書いてくださっておりますけれども、ここには平成24年度にはこれこれにいくら要ってという金額が提示されていると思うんですけども、そういう工事の内訳金額を明らかにしていただけないのでしょうか。コンピューターにいくらかかるとかそういう金額がはっきりでていると思うんですけども、それがあれば知らせしてほしいんですけども、ないんですか。

○議 長

番外 生活環境課副課長 和田君

○番外 (生活環境課副課長)

一応、内訳書、請負に対しての率での換算表は手元にあるんですけども、大きくはまず、ゴミを焼却施設に入れる装置、ゴミ給じん装置本体更新の関係で約1億4,000万円相当。それから、熱交換機、今回特に工事の関係で基幹的設備改良事業ということで、3%削減というところがありますので、それらを全体でクリアするために、熱交換機の容量、それから熱交換するパターンの方を変えたりすることに対して、1億9,000万円くらい。それから、いわゆる自動燃焼制御装置の関係ですけども、そこらで1億2,000万円くらいというなかたちに今のところなっております。ただ、こちらにつきましては、あくまでも予定価格を決めるための積算でありまして、この後業者から性能発注方式でありますので、この契約後実施設計図書が出てまいります。それまでは内訳については私から提示することができませんので、申し訳ないんですけども、その時点までお待ちいただけますでしょうか。

○議長

確定したら議員に配っていただけますか。

番外 生活環境課長 中戸君

○番外 (生活環境課長)

はい。

○議長

11番 湯川君

○11番

関連です。先ほどの説明で高度な知識が必要なそういう機械であると。それを動かしているのは町職員が動かしているんですね。ゴミを燃やす作業はやはり荏原さんの指導を受けながら、荏原さんが来て、作業をしているのか、そこらはどのように運転して。そういう運転していく技術というのはこの費用に入っていないんですか。そこらどうですか。

○議長

番外 生活環境課副課長 和田君

○番外 (生活環境課副課長)

焼却施設の運転、管理については、従来から、建設当時からこちらの荏原環境プラントさんの子会社で運転専門の部分に当時入札を行って、最低価格の者に発注をかけて、その後技術が要るということで、随意契約で続けております。

○議長

2番 楠本君

○2番

細かいことになるんですけども、2ページ、さらには3ページの図。2ページの3カ年計画の24、25、26という部分で、今年度工事については近々の課題であるということですけども、雑設備のバグフィルターが26年度になっているんですね。ここ一番ダイオキシンの発生するところと私は今までの勉強の中で思っています。これがなぜ26年になるのか。それで、24、25、26と年次計画を立ててあるけども、ここの部分については24年度には絶対にやっておかんならんと、これ中央制御装置やな。そういうコンピューター関係についてはそう言われておりましたけれども、そのところをもう少し細かく説明してください

い。

それと3ページ、赤で4つしたところに、セメントバンカとあるでしょう。ここで、パレット状態にして最終処分場へ車に積んで持っていくということになるんですが、最終処分場をこの前見てきたときに、パレット状況がかなり割れているんですよ。ここらについての改善はないのか。この点についてと、2点お伺いします。

○議 長

番外 生活環境課副課長 和田君

○番 外（生活環境課副課長）

まず、2ページの関係なんですけども、今回バグフィルターのほうについてはフィルター本体は消耗品になりますので、交付金の対象外になっています。今回この計装用の設備ということで、バグフィルター、いわゆるろ過装置なんですけども、そちらへ定期的に振り払いを落とすための装置で、高圧空気を使っておりまして、高圧空気を使っている、簡単に言うとコンプレッサーの大きいものなんですけども、それを更新するという形にしております。

この24、25、26年度への工事の割り振りの方法なんですけども、当初国に計画を出すときに、こちらのほうで搬入形態、それから工事の期間を、今現状入っているゴミを処理しながらの工事になりますので、その辺、工程的にいけるように配置して、なおかつ取り合いの加減とか工事、もちろん建物から入れたり出したりという作業も伴いますので、二重になったり、三重になったりならないような導線を描きながら、とりあえず組んでいる工程がこの工程となります。

それから、灰の関係でご質問がありましたけれども、一応私も現場を確認してございますけれども、灰を導入する設備については、今のところ、前回もちょっと小修理はしているんですけども、問題なく動いておりますので、たまたま割れていたのかなと思うんですけども、その辺についても、この後もう一度場内に帰りまして、変わらないか確認をさせていただきます。議員に報告申し上げたいと思います。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

年次計画については今説明を受けたとおりなんですけども、稼働しながら工事をするという中では、今和田センター長からの話で理解ができるわけです。ただ、C02の削減も含めて、24年でどうしてもやらんなんという部分が、共通部分の工事の中にあるならば、それはどのような方法でやるのか、この点についていかがでしょうか。

○議 長

番外 生活環境課副課長 和田君

○番 外（生活環境課副課長）

現在の計画の予定なんですけども、この概要図をご覧いただければよろしいかと思うんですけども、基本的には今回主たるところにつきましては、送風機の加減もあるんですけども、何度かご説明、全員協議会等でもさせていただいたと思うんですけども、中央制御装置、いわゆる人間でいうならば脳ミソにあたる部分について、2月をめどになんとかということ取り組みを進めていきたいと考えております。中身については、先般ご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

側聞するところ、金額とは直接関係ないんですけども、内ノ川との話について、まだちゃんと詰まっていないということもお聞きしているんですけども、その辺についてはどうなんですか。

○議 長

番外 生活環境課長 中戸君

○番 外（生活環境課長）

今回の整備工事自体は、設備機器の更新であり、公害を出すものではなく、また二酸化炭素を削減を目的としたもので、公害を出さないように、古くなった機器を更新するためのもので、特に周辺地区との協議は考えてございません。

以上です。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

今の答弁としたら、周辺との協議は考えてないということだったですけども、先般からの話の中で、保呂の地区とはそういう協議をずっと重ねてきているということを知っているわけですね。また、そうしているわけでしょう。そしたら、保呂だけそうしておいて、内ノ川しないというのは当初同じ地区であってそうしたのに、それはどういうことなんですか。

○議 長

番外 生活環境課長 中戸君

○番 外（生活環境課長）

施設、設備の変更となりますので、協定書に基づく保呂区との協議が必要であり、保呂区には10月8日に説明会を開催して、説明をして理解をいただいたところでございます。周辺地域については、先ほど答弁したように、危険なものでもなく、二酸化炭素の削減を目的としたものでありますので、特段協議については考えてございません。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

平行線になるんですけども、当初に契約したのはこの施設そのものをするのは両方の地区としてるわけでしょう。途中でいつからか知らないけども、保呂区だけ、内ノ川だけになっていると。そんな中で今度のこういう設備をしているということでしょう。そのこと自身がおかしいのではないかということです。

○議 長

16番 正木司良君

○16 番

大規模な工事をするわけですけども、当然周辺の地域の方々に挨拶というんですか、ご了解をいただくのは一般論ですけども、今回の場合もそれに当然該当すると思うし、事実上、騒音とか、車両の通行量の問題とか塵芥とかいろんな面で周辺の方々にご迷惑をおかけする

というようなことは、ないのでしょうか。

○議 長

番外 生活環境課副課長 和田君

○番 外（生活環境課副課長）

通常の工事等につきましては、うちの焼却施設の周辺で例年定期的な整備工事等をやっておりますので、特段迷惑がかかるような、今回もそういう工事は予定には入っておりません。

○議 長

番外 生活環境課長 中戸君

○番 外（生活環境課長）

内ノ川区との協議というご質問がございました。平成22年9月24日に内ノ川区から町と保呂区との調印に関して、内ノ川区としては異議がございませんということで文書をいただいております。それから、22年9月25日、議長、副議長、それから前議長、前々議長と内ノ川検討委員宅を訪問して、検討委員会の開催をお願いするけども、開催には至っておりません。で、23年3月22日に内ノ川区から町に15年間延長を認めることを決定した文書が提出されております。23年5月20日、町に内ノ川検討委員会として、保呂区とは協議できないという最終の回答がございました。それで、平成23年6月2日に町が内ノ川区に文書を提出しております。中間処理施設に関して内ノ川区との協議は終了した旨を通知しております。このことにつきましては、平成23年6月9日に議会の全員協議会で取り組み経過等を報告しております。以上の経過から、内ノ川区との協議は終わっていると判断しております。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

平行線になるから切りますけど、内ノ川とは終わっているからしないんだと。で、保呂区とは終わっているのにしているという格好になりませんかということ言ってるんです。なぜ同じようにしてきているのに、そういうことになるのかということです。もうちょっと地域に対して、この地域にこうやけど、この地域にこうやということじゃなしに、そういう形で行政を進めていくべきではないのかということを申し上げます。

もうひとつは、先の議会で予算的に3億5,000万円だったか補正を組まれたと思うんです。このことについて。で、3億5,000万円ほどの予算の中でこの工事を進めていくということですけども、締結している予算は9億4,500万円になるわけですね。残りの金については議会はまだ認めていないんですけども、その辺はどういう考え方になるんですか。

それと、もうひとつは、先ほど循環型補助金をもらう話の中からということで、先般の議会で進めていって、議会を通ったことになるわけなんですけども、そこで予算の補助金については、24年度、25年度、26年度で遅くなってもいいじゃないかという話の中でしてたんなんですけども、議会としては24年度から進めていくという格好で議決されたわけです。そうした場合には、もちろん国からの補助金はおりと思うんですけどね、その補助金がおりの話の中で、11億8,000万円でしたか、11億何がしかの見積もりであったのが、今回の契約では9億4,500万円ほどの金額になったと。その補助金の対象となるのは見積も

りの対象の金額となるのか、それとも9億4,500万円の金額をもって対象となっていくのかその辺についてお伺いしたい。

○議 長

番外 生活環境課長 中戸君

○番 外（生活環境課長）

予算的なことで、9月28日の臨時議会におきまして、24年度の予算額とあわせまして債務負担行為ということで平成25年、26年度分について、委託金額が1,263万5千円。それから工事費として6億2,126万6千円の債務負担行為として計上させていただいております。

交付金につきましては、9億4,500万円の事業費に対する交付対象となります。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

今日は工事請負契約の締結ですから、内ノ川との対応については、三倉議員の当局の答弁については、別途の機会にしたいと思っております。これは、私も内ノ川からもいろいろ意見を聞いております。当局の考え方と若干というか、大きくずれがありますから、この部分は別の機会にやらせてもらいたいと思えます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第97号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第97号は原案のとおり可決されました。

資料を配付してください。

（資料配付）

○議 長

議会運営委員会、各常任委員会、広報特別委員会の各委員長から、お手元に配付の申し出一覧表に記載されております現在調査中の事件について、閉会中も調査を継続したい旨の申し出があります。

総務観光常任委員長、決算審査特別委員長から、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。この際、これら案件を日程に追加し、追加日程第6から追加日程第7として、議題にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員会の閉会中の継続調査、継続審査手続きについてを日程に追加し、追加日程第6から追加日程第7として議題とすることに決定しました。

(4) 追加日程第6 発委第10号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務観光常任委員会・建設農林常任委員会・文教厚生常任委員会)

追加日程第7 発委第11号 閉会中の継続審査申出書 (総務観光常任委員会・決算審査特別委員会)

○議 長

追加日程第6 発委第10号 閉会中の継続調査申し出、追加日程第7 発委第11号 閉会中の継続審査申し出を一括議題とします

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において、閉会中も調査または審査を継続することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに決定しました。

これをもって、第4回臨時会に付された案件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番 外 (町 長)

閉会にあたりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

平成24年第4回臨時会をお願いいたしましたところ、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

白浜町清掃センターごみ焼却施設の基幹改良工事を計画的に進め、省エネルギー化、CO₂の排出削減に鋭意取り組むとともに、安心、安全な施設運営に努めて参りたいと存じます。

最後になりましたが、議員各位から賜りましたご意見ご提言を真摯に受け止め、行政運営に努めて参る所存でございますので、今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。お諮りします。

これをもちまして、白浜町議会平成24年第4回臨時会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成24年第4回臨時会はこれをもって閉会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

議長 南 勝 弥は、11時04分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 24 年 11 月 9 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員